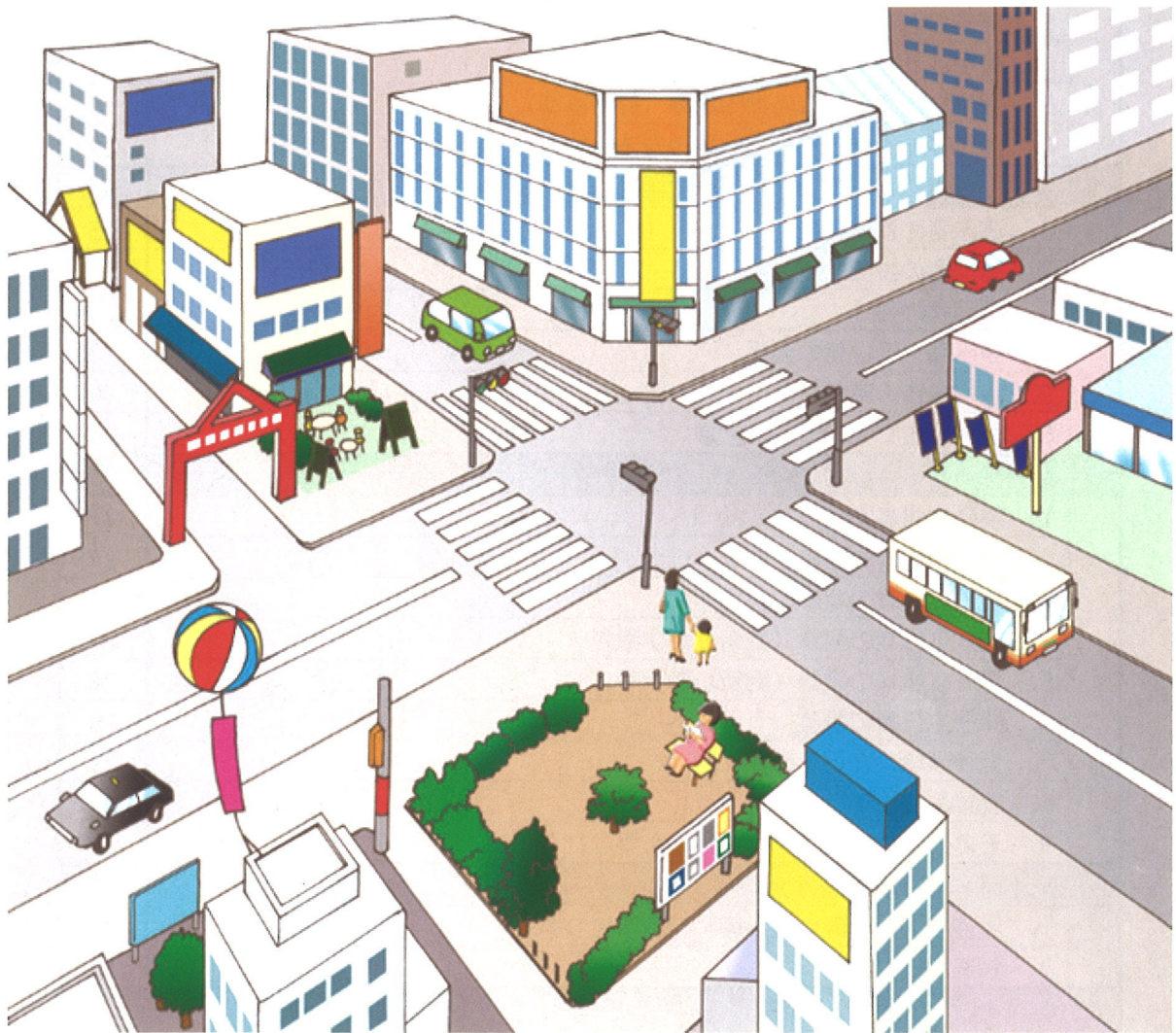


屋外広告物の手引き

～住みやすいまちをつくるために～



松山市



一 目 次

内 容	ページ
◆用語説明◆	
I 屋外広告物について	
1. 屋外広告物とは	1
2. なぜ決まりが必要なのか	2
3. 屋外広告物を表示するときは申請・届出が必要	2
II 屋外広告物のルール	
1. 屋外広告物を表示するまでのながれ	3
2. 表示できない屋外広告物（禁止広告物・禁止展望広告物等）	4
3. 屋外広告物を表示できない場所（禁止物件・禁止地域）	5
4. 適用除外	7
5. 表示できる屋外広告物の基準（許可基準）	10
6. 許可等を受けるまで（申請の方法・許可証・許可期間・手数料）	21
III 広告物の適正な管理	
1. 表示者の管理義務	25
2. 管理者の設置	25
3. 管理者の要件	25
4. 表示者・管理者の変更	26
5. 点検報告の義務	26
6. 屋外広告物を除却したとき	26
IV 屋外広告業について	
1. 屋外広告業とは	27
2. 屋外広告業を営むときは	27
3. 屋外広告業の登録の有効期間	27
4. 屋外広告業の登録（更新）の手数料	27
5. 屋外広告業の登録（更新）の手順	28
6. 業務主任者の設置	29
7. 登録事項の変更を行うとき	29
8. 登録の廃止を行うとき	30
9. その他屋外広告業を営む上で必要なこと	30
V 罰則等・表示面積の算定	
1. 屋外広告業の取り消し等・罰則等について	31
2. 表示面積の算定	32
VI 参考資料	
1. 指定地区	35
2. 風致地区	40
VII その他屋外広告に関すること	
1. 広告物活用地区	41
2. 景観保全型広告整備地区	41
3. 違反屋外広告物追放登録員（簡易除却ボランティア）	41
VIII F A Q	
	42

◆用語説明◆

<p>◎この手引きは、屋外広告物法、松山市屋外広告物条例及び施行規則に基づいています。</p> <p>◎この手引きの中で、「条例」は松山市屋外広告物条例、「規則」は松山市屋外広告物条例施行規則のことをいいます。</p>	
禁止地域	<p>条例第5条各号に掲げる地域（P6参照）。</p> <p>原則、広告物の表示はできないが、適用除外として定める基準を満たすものであれば、表示することができる地域。</p>
広告物活用地区	<p>条例第8条第1項で指定する地区（P41参照）。</p> <p>活力ある街並みを維持する上で、広告物が重要な役割を果たしている地域や場所として市長が指定する地区。</p>
許可地域	<p>禁止地域、広告物活用地区以外の地域。</p> <p>許可基準を満たして、許可を受けて広告物を表示することができる地域。</p>
禁止物件	<p>条例第6条第1項に規定する物件。</p> <p>原則、広告物の表示はできないが、適用除外として定める基準を満たすものであれば、表示することができる物件。</p>
自家用広告物	<p>条例第10条第2項第1号に規定する広告物等。</p> <p>自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所、作業場等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件。</p>
管理用広告物	<p>条例第10条第2項第2号に規定する広告物等。</p> <p>自家用広告物とは別に、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件。</p>
1事業所等	<p>自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場。</p>
主要地方道	<p>松山伊予線、松山空港線、松山港線、松山北条線、伊予松山港線、伊予川内線、松山港内宮線、松山東部環状線、北条玉川線、中島環状線。</p>
鉄道等	<p>鉄道、軌道、索道。</p>